

# 財団法人群馬県産業支援機構寄附行為

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人群馬県産業支援機構（以下「機構」という。）と称する。

(事務所)

第2条 機構の事務所は、前橋市大渡町1丁目10番7号に置く。

(目的)

第3条 機構は、経営革新による中小企業の経営基盤の強化を促進するとともに、創業の促進並びに科学技術振興及び産学官連携を推進し、もって群馬県の産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 機構は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 経営革新及び創業の促進のための事業
  - (2) 新事業創出のための事業
  - (3) 科学技術振興及び産学官連携の推進
  - (4) 企業経営、技術及び情報化のための相談及び助言
  - (5) 企業経営に必要な情報の提供のための事業
  - (6) 企業の人材育成のための事業
  - (7) 商業活性化の推進のための事業
  - (8) 小規模企業者等の設備導入を促進するための資金貸付及び設備貸与
  - (9) 下請取引のあっせん及び苦情又は紛争の相談
  - (10) その他機構の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項第8号及び第9号の事業の執行については、業務方法書の定めるところによる。

## 第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 機構の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種類等)

第6条 機構の財産を分けて基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録のうち基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 機構の財産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て理事長が別に定める。

2 基本財産のうち、現金は確実な金融機関に預け入れ、もしくは信託会社に信託、国債又は公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、群馬県知事の承認を受けて、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 機構の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 機構の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、群馬県知事に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第11条 機構の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その会計年度終了後3月以内に群馬県知事に報告しなければならない。

(長期借入金)

第12条 機構が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ群馬県知事の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第13条 予算で定めるものを除き、機構が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経なければならない。

(会計年度)

第14条 機構の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第3章 役員及び職員等

(種別)

第15条 機構に、会長を置く。

2 機構に、次の役員を置く。

(1) 理事長 1人

(2) 副理事長 1人

(3) 理事(理事長、副理事長を含む。)15人以上20人以内

(4) 監事 2名

3 理事のうちから専務理事1人及び常務理事1人を置くことができる。

(選任等)

第16条 会長は、群馬県知事の職にある者をもって充てる。

2 理事及び監事は、評議員会において選任する。

3 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

4 前項の規定は、専務理事及び常務理事を置く場合において準用する。

5 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

6 理事のいずれか1人とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

7 監事は相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

8 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を群馬県知事に届け出なければならない。

9 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を群馬県知事に届け出なければならない。

(職務)

第17条 会長は、機構の重要な事項に対し理事長から報告を受け、必要に応じて助言を行う。

2 理事長は、機構を代表し、その業務を統轄する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、機構の業務を統括し、理事長及び副理事長に事故があるとき又は理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

5 常務理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐し、機構の業務を処理し、理事長、副理事長及び専務理事に事故があるとき又は理事長、副理事長及び専務理事が欠けたときは、その職務を代行する。

6 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、業務の執行を決定する。

7 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産及び会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 財産、会計及び業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は群馬県知事に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、又は招集すること。

(役員任期)

第18条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員任期満了した場合において、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。

(役員解任)

第19条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて、当該役員を解任することができる。この場合においては、理事会及び評議員会において議決する前に、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障により職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第20条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

第21条 機構の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

## 第4章 理事会

(構成及び権能)

第22条 理事会は、理事をもって構成し、この寄附行為に別に定めるもののほか、機構の業務に関する重要な事項を議決する。

(種類及び開催)

第23条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第17条第7項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第24条 理事会は、理事長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、請求のあった日から起算して14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも開催の日の7日前までに通知しなければならない。
- 4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(定足数)

第25条 理事会は、理事現在数の3分の2以上が出席しなければ、開催することができない。

(議決)

第26条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決及び表決委任)

第27条 やむを得ない理由のため会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。
- 3 理事長は、緊急かつ必要やむを得ないと認めるときは、理事に書面を送付して賛否を求め、理事会の議決に代えることができる。

4 前項の規定による書面表決については、前条及び第28条の規定を準用する。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
  - (6) その他必要な事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名捺印しなければならない。

## 第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第29条 機構に評議員15人以上20人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 評議員には第18条から第20条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第30条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会はこの寄附行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、及び助言する。
- 5 評議員会には、第25条から第28条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは、「評議員会」と、「理事」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各号に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

## 第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第31条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、群馬県知事の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第32条 機構は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、群馬県知事の許可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第33条 機構が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、群馬県知事の許可を得て、機構と類似の目的

を有する団体に寄附するものとする。

## 第7章 補則

(委任)

第34条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

この寄附行為は、群馬県知事の認可のあった日（平成15年4月1日）から施行し、財団法人群馬県中小企業振興公社寄附行為は廃止する。